

平成17年度第2回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成17年 9月21日(水)
13時30分～14時30分
2. 開催場所 水産会館2F 中会議室
3. 委員の定数 13名
出席委員 11名

太田 嘉俊	桂川 忠之	桂川 善彦
萩永 茂生	吉澤 喜	和田 有一
安藤 幸道		
川合 千代子	桑田 宜典	駒田 格知
西牧 眞規子		

 欠席委員 2名
 寺嶋 昌代 渡辺 澄子

 議第4号 遊漁規則の一部変更について
 議第5号 フナの増殖指示数量について
 協議事項第2号 滞留天然遡上アユ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について

4. 議事の経過

- 会 長 只今から、平成17年度第2回の内水面漁場管理委員会を開会します。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。では、本日の議題は、遊漁規則の一部変更についてほか2件でありますのでよろしくお願いします。本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。
- 事務局 (川島) 本委員会委員定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。
- 会 長 本日の議事録署名者には、桂川忠之委員さんと西牧委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。
- 会 長 それでは、【議第4号】「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
- 事務局 (後藤) 漁業法第129条第4項の規定により、第5種共同漁業権の遊漁規則の変更について、知事より諮問があったものです。資料3ページをご覧ください。変更対象となるのは、海津郡漁協、揖斐川久瀬漁協、揖斐川上流漁協の3組合からの規則変更となります。では、各漁協からの変更申請について、説明させていただきます。まず、内共第2,3号 海津郡漁協からの変更申請です。資料4ページをご覧ください。変更内容は、大江川3箇所、中江川1箇所に設定された禁止区域の表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、表中のとおり、「海津町」を「海津市海津町」に改めるものです。なお、現行区域内の町名及び字の取扱いについては、新たな町の名称変更に従い、新しい区域表示では、字の表示は削除されます。(新旧対照表の変更部分の朗読) 次に、内共第9号 揖斐川久瀬漁協からの変更申請です。資料5ページをご覧ください。変更対象となるのは、アマゴ・イワナの漁業期間の変更、及び揖斐川町小津地内の月夜谷に設定された禁止区域の解除、並びに市町村合併に伴い行政区域名が変わった飛鳥川の禁止区域の表示変更の3点となります。

まず、アマゴ・イワナの漁業期間の変更についてですが、現行では、開始日が2月1日からとなっていますが、これを1ヶ月間遅らせて3月1日に変更するものです。変更の理由は、近年、溪流釣りの解禁当初は、寒冷、降雪などにより、組合員・遊漁者ともに漁場における事故が多く、さらに、在来魚の生育を助長させることも含めて、漁業開始時期を遅らせるものです。

なお、当該漁協の上流に位置する揖斐川上流漁協のアマゴ・イワナの漁業期間も3月1日からの開始となっています。

続きまして、揖斐川町小津地内の月夜谷に設定された禁止区域の解除についてです。別添補足資料1ページから3ページに、月夜谷の位置図と現地の状況が写真にて示してございます。

当該禁止区域は、生息魚類の繁殖保護を助長することを目的に設定された禁止区域ですが、設定後、約3年が経過し、在来魚の生息量の増加が確認され、その効果が認められたことから、今回、漁場として有効活用を図るため、禁止区域を解除するというものです。

次に、飛鳥川の禁止区域についてですが、谷汲村の揖斐川町への編入合併に合わせるために、表中のとおり、「谷汲村」を「揖斐川町谷汲」に改めるものです。（新旧対照表の変更部分の朗読）

次に、内共第10号 揖斐川上流漁協からの変更申請です。資料6ページをご覧ください。変更内容は、禁止区域及び特定釣り漁場の区域表示について、坂内村、藤橋村の揖斐川町への編入合併による行政区域の変更に合わせて、表中のとおり、「坂内村」を「揖斐川町坂内」に、「藤橋村鶴見」を「揖斐川町鶴見」に改めるものです。

なお、藤橋村については、新たな町の名称に従い、「大字」の文字を削除し、従前の大字名の前に「旧村名」は付けないこととなっています。（新旧対照表の変更部分の朗読）

以上の変更申請についてご審議をお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

会 長 ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。

議第4号「遊漁規則の一部改正について」は、原案のとおりで異議ありませんか。

委 員 【「異議なし」の発言あり】

会 長 ご異議がないようですので議第4号については原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

事務局 遊漁規則の一部変更について（答申）
（後藤）平成17年9月7日付け水産第166号で諮問のありました標記については、異議ありません。

会 長 次に、【議第5号】「フナの増殖指示数量について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 前回の委員会で「フナの放流については漁協に照会し、委員会に諮って委員会指示をする」と協議されましたので、照会結果と指示数量案について、説明させていただきます。

8ページの「フナ増殖指示数量検討資料」をご覧ください。

ご覧の資料のとおり、漁協からの回答としまして、今年度の漁協のフナの放流計画量、過去3年間のフナの放流実績を、参考数値として16年度のコイフナの増殖指示数量を掲載しています。

なお、増殖指示数量に網掛けがあるものは、フナを漁業権魚種としていないものです。従って、実績、放流計画とも斜線が入れてあります。

増殖指示数量案につきましては、指示数量が過大とならないよう過去3年間の内の最低放流実績を指示数量の検討のための基礎数値としました。

例えば、漁業権番号11については、長良川木曽川下流の最低量55kg、海津郡の最低量250kgで併せて305kgが過去3年間の内の最低放流量でしたので、この305kgを指示数量案としました。

ただし、漁業権番号4のように、最低放流実績を下回る放流計画の漁協の場合には、その放流計画数量を案としました。

なお、指示数量の10kg未満については、従来から5kg単位に切り上げるというルールがありますので、10kg、5kg単位に切り上げました。従って、指示数量の最低量は5kgということになります。

ただし、10kg以上で端数に2kgとか8kgといった端数がある場合は、切り上げにより計画数量を上回る指示を出すことになる場合があるので、0kg、5kgに切り捨てを行いました。

これにより指示数量案を資料に記載してありますが、チェック欄に、指示数量案の数量がどんな性質にあるかを示しました。◎は、最低放流実績を指示数量としたものですが、放流計画は指示数量を上回ります。○も、最低放流実績を指示数量としたものですが、放流計画と指示数量が一致するものです。△は、最低放流実績未満を指示数量としたもの。即ち漁協の放流計画をそのまま指示数量としたものです。

以上のとおり本年度のフナの増殖指示数量は、漁協の放流計画と放流実績などを考慮して、指示数量が過大とならないよう検討したのですが、ご審議いただきたいと思います。

なお、コイの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病に罹っていないことが確認されたコイでなければ放流してはならないという指示を出しており、本年度は指示数量は示していません。従って、各漁協は事前検査で安全が確認されたコイのみを放流することになっております。

会 長 只今、事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。

会 長 ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。議第5号「フナの増殖指示数量について」は、原案のとおりで異議ありませんか。

委 員 【「異議なし」の発言あり】

会 長 ご異議がないようですので議第5号については原案のとおり決定します。
次に、【協議事項第2号】「滞留天然遡上アユ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局
(後藤)

資料10ページをご覧ください。「滞留天然遡上アユ再放流取扱要領」第6条第1項の規定により、牧田川漁協、根尾川筋漁協、恵那漁協から事前協議があり、平成17年3月23日に開催した本委員会においてご審議いただいたところ、適正であると認められましたので、平成17年3月25日付け岐漁管委第27号により、3漁協に対し、その旨回答いたしました。

今回、各漁協から、事業完了に伴い、資料11ページから18ページのとおり、本委員会へ実績報告書が提出されましたので、3漁協の採捕実績について、その内容が「滞留する天然遡上アユの再放流取扱要領」に基づき、実績数量を当委員会が指示する増殖指示数量に加算するに十分な内容であるか否かについて、ご審議をお願いします。

なお、「滞留天然遡上アユの再放流取扱要領」によると認定に必要な要件は、採捕・輸送の方法等がアユにストレスを与えない方法であり、再放流後に資源の増大に寄与したと認められること。そして、採捕量・放流量の確認は、組合の役員若しくは事務員が立会し、報告の責任を明らかにすることの2点となります。

それでは、配布資料中に、各組合からの実績報告書の写しが添付してありますので、これに沿ってご説明いたします。なお、別添資料4ページから8ページに各漁協から提出された捕獲時、再放流時等の状況写真がございますので参考にしてください。

先ず、牧田川漁協からの実績報告です。11ページと12ページをご覧ください。採捕場所は、養老町三神地内の国土交通省第11号堰堤付近の牧田川です。別添資料4ページに捕獲に用いたエリの設置の状況があります。採捕期間は、4月18日から5月9日までです。

なお、採捕予定期間は、6月末までとなっていましたが、5月中旬の大雨による出水により、設置したエリが流出してしまい、復旧の目処が立たなか

つた開始から1ヶ月弱で採捕を終了したとのこと。

なお、採捕したアユは、一旦畜養施設に保管し、数日毎に輸送車にて、再放流場所へ運び、再放流を行っています。再放流場所については、資料13ページの地図の一之瀬橋付近です。採捕実績は、30kgであり、再放流後は、速やかに分散したものの、組合員が河川敷を出るとカワウやシラサギが飛来してきたとの報告です。

なお、現場の状況写真のうち、再放流の状況等を示す写真が未添付でしたが、組合事務局によると撮り忘れとのことでした。

次に、根尾川筋漁協からの実績報告です。14ページと15ページをご覧下さい。採捕場所は、根尾川の旧真正町地先の海老堰堤下流、旧糸貫町石神地内の大野橋上流堰堤下流となります。当該地域は、農繁期には山口用水堰堤より取水されるため、下流側は水が流れなくなり、所々に大きな水たまりができます。別添資料の5ページに捕獲の状況写真があります。採捕期間は、5月20日から6月16日までです。この間、水たまりに取り残された稚アユを採捕し、採捕日毎に再放流場所へ輸送し再放流を行っています。

再放流場所については、16ページに示した場所に再放流しております。

また、その際の状況については、別添資料の6ページに写真がごございます。採捕実績は122kgであり、再放流後は速やかに分散し歩留まりも良かったとの報告です。

続きまして、恵那漁協からの実績報告です。17ページと18ページをご覧下さい。採捕場所は、恵那市の阿木川ダム湖に流入する阿木川に設置された魚道内です。別添資料7ページに魚道に設置したトラップの状況があります。採捕期間は、5月18日から6月27日までです。

なお、採捕予定期間は、7月末までとなっていましたが、6月下旬の大雨による出水により、トラップが破壊され復旧の目処が立たなかったため、予定より1ヶ月前に採捕を終了したとのこと。

なお、採捕したアユは一旦畜養施設に保管し2日毎に輸送車にて再放流場所へ運び、再放流したとのこと。再放流場所については、19ページに示した場所に再放流しております。

また、その際の状況については、別添資料8ページがごございます。

採捕実績は209.7kgであり、再放流後は速やかに分散し歩留まりも良かったとの報告です。

以上、3組合からの事業計画が、増殖事業に認定するに十分な内容であり、かつ実績数量を増殖指示数量に加算するか否かについてご審議をお願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

萩永委員

最初はどうも採捕放流できましたが、渇水が続いたところで投網で採捕し放流したら3分の2が浮いてしまいました。

桂川(忠)
委 員

今年は平成6年ほどの渇水になりましてダムの水がなくなり漁場の水も少なくなりました。原因としては、万博関連でホテルでの水需要が加わり、牧尾ダム、味噌川ダムの水位が下がり放水量が少なくなりました。

12月のダム湖では、プランクトンを追うアユの稚魚が多く見られアユ再生産がうまくいっているのが確認できますが、再放流を上手に活用できないもどかしい状況です。湖産系のアユで追いはいいです。また、殆どのものが冷水菌をもっていますが、河川放流しても殆ど発病せず歩留まりは50%は超えます。

川合委員

自分が関わっている電力会社の事例ですが、災害などで魚がいなくなったと云われていましたが、土砂崩れなどで釣り人が奥へ入れない状況となり、アユやイワナなどが繁殖しだしたといことがあります。従って釣り人とのバランスを感じています。

桂川(忠)
委 員

どれくらいの期間、禁漁にすれば繁殖するのでしょうか。
禁漁区設定申請をする際の参考にしたいのですが。

白田
事務局長

馬瀬川上流漁協が3年間禁漁を実施したらかなりの資源復活が図れたということですが、魚種によって違うと考えております。平米あたりどれく

らい居るかという客観的数量が出せばいいのですが、駒田先生はどうお考えですか。

駒田委員

禁漁区にする区間に、産卵場所があるかどうか。その場所が禁漁区の中央にあるならいいが、端にある場合は効果が少ないと考えます。

浅野書記

漁業法の観点からは、漁場の相互利用で有効活用し魚を増やしながら捕るということでから、禁漁区設定は釣り人、組合員に寄与する為の手段となります。従って、漁場の状況を見ながら活用しようという遊漁規則の趣旨に沿い、漁場管理をしている漁協が、漁場の状況、組合員の意見を聞き、委員会に諮るということです。期間などの判断を漁協以外に任せるのは難しいです。

会 長

ご質疑も尽きたようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。協議事項第2号「滞留天然遡上アユ再放流事業に係る増殖指示数量への加算認定について」は、事務局説明のとおりで異議ありませんか。

委 員

【「異議なし」の発言あり】

会 長

では、ご異議がないようですので協議事項第2号については、事務局説明のとおり認定します。

以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、「その他」何かご発言はありませんか。

ご意見などもないようですので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

委員の皆様のご協力により委員会をスムーズに閉会することができました。誠にありがとうございました。

平成17年9月21日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員

